

平成27年12月11日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成27年12月11日（金曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員長	浅野敏江君		
副委員長	土見大介君		
委員	西村勝男君	阿部かほる君	
	菊地進君	小高洋君	

出席議長団（2名）

議長	香取嗣雄君
副議長	伊藤博章君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	健康福祉部長	桜井史裕君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	郷古正夫君	市立病院事務部長 兼医事課長	伊藤喜昭君
市民総務部 財政課長	末永量太君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

会議に付した事件

- 議題 議案第 8 1 号 塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 2 号 塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 9 号 塩竈市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 9 2 号 平成 2 7 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
- 請願第 1 号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成 2 8 年度継続するための財政措置を求める請願

午前10時00分 開会

○浅野委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第81号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」、議案第82号「塩竈市介護保険条例の一部を改正する条例」、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」、議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第92号「平成27年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」並びに請願第1号「東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第81号、第82号、第89号、第90号、第92号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 改めましておはようございます。（「おはようございます」の声あり）

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、御礼を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例など、計5議案でございます。各号議案につきましては、それぞれ担当課長から詳しくご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 ありがとうございます。

どうぞ。志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは、保険年金課から議案第81号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

議案第81号「塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、資料番号2の平成27年第4回塩竈市議会定例会議案と資料番号5の第4回市議会定例会議案資料をご用意いただきたいと思います。

まず初めに、資料番号2の市議会定例会議案の1ページ目のほうをお開きください。資料番号2の1ページ目となります。

このページの一番下のほうですけれども、提案理由といたしましては、外来に係る子ども医

療費の助成対象を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、別の資料、資料番号5の2ページのほうをお開きください。資料番号5の2ページのほうになります。

まず、子ども医療費の医療費助成につきましては、1の概要にありますように、現在医療機関での窓口負担につきまして、県の補助事業、こちらは入院は未就学まで、外来は3歳未満までの半額を補助事業としておりますが、それ以上の年齢層につきましては市の単独事業とあわせましてゼロ歳から外来は小学校6年生まで、入院は中学校3年生までを無料といたしておりますところですが、本議案は子どもの適正な医療機会の確保と子育て世帯の経済的負担の軽減、さらなる充実を図るため、平成28年4月からこの助成対象の拡大を市単独で図ろうとするものでございます。

拡大の内容は、2の助成対象の右欄にありますとおり、外来について15歳に達する日の属する年度の末日、すなわち中学校3年生までの義務教育期間まで拡大するものでございます。

拡大の対象数につきましては、3の表のとおり、外来・入院ともに4,944名になるものと見込んでおります。

4の事業費につきましては、平成28年4月からの対象年齢拡大に向けたシステム改修を行うための費用としまして181万8,000円を平成27年度一般会計補正予算に計上いたしております。こちらにつきましては後ほど説明させていただきますが、資料番号4の10ページのほうで詳細記載しております。

次に、今後のスケジュールといたしましては、本定例会でこの内容をお認めいただきますとすれば、速やかにシステム改修を行い、3月中旬には年齢拡大対象者に対しまして受給者証を発送してまいりたいというふうに考えております。

次に、同じく議案資料5の戻りまして1ページ目のほうをお開きください。議案資料5の1ページ目のほうになります。こちらは、塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の新旧対照表を記載しております。

また、資料番号2の1ページには、塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の案をお示ししておりますので、ご参照願います。

議案第81条は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 続きまして、長寿社会課からは、議案第82号「介護保険条例の

一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

まず最初、資料番号2をご用意願います。定例会議案の2ページをお開き願います。

この条例は、提案理由にありますように、介護予防・日常生活支援総合事業を1年前倒し平成28年4月1日から行うために所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、済みません、資料番号5のほうをご用意願います。資料番号5でございます。

定例会議案資料の4ページ、5ページをお開き願います。

そちら、介護予防・日常生活支援総合事業についてでございますけれども、その概要と早期開始のメリットなどについてご説明します。

下の図は介護予防給付等の改正前と改正後のイメージをあらわしております。それらの内容についてご説明申し上げます。

1の総合事業の概要ですが、5点を挙げております。1つ目として、下の図をごらん願います。左側になりますけれども、改正前の縦の黒塗りされている介護予防給付が改正後には介護予防給付と総合事業に区分されます。

2つ目として、Aのこれまでの訪問看護、福祉用具貸与などのサービス利用希望者には、引き続きAの介護予防給付によるサービスができること。

また、3つ目ですけれども、Bのこれまでの訪問介護、通所介護は、総合事業のBの介護予防生活支援サービス事業に移行されること。

4つ目として、改正後の網かけされているうち、右側の介護予防生活支援サービス事業の各サービスは要介護認定を省略してCの基本チェックリストを用いることが可能になること。

5つ目として、総合事業のうち、Dの一般介護予防事業は、全ての高齢者が利用可能になることなどございます。

次に、総合事業移行後のサービスの流れ、改正後をご説明します。

表の上のほうになります。介護サービス利用者は、米印にありますように、本人の状態により要介護認定申請または基本チェックリストが選択できます。要介護・要支援の認定を申請し、認定と判定された場合には改正前と同様の流れになります。非該当になった方でサービスを利用したい方と認定を受けないでサービスを利用したい方は、Cのチェックリストを活用することになります。基本チェックリストで該当になれば、下のBの総合事業の中の介護予防生活支援サービス事業の利用ができます。表の上のほうです。Cのチェックリストで非該当になった方には、一般高齢者への事業として一番下のほうのD一般介護予防事業へ参加することになり

ます。また、チェックリストで該当した方は、Bのサービスを受けながらDの一般介護予防事業にも参加することができます。

一番下には費用を示しております。改正後は、介護予防給付と地域支援事業で構成されます。次に、5ページになります。

2の開始時期になります。当初の開始日であります平成29年4月1日を1年前倒しし、平成28年4月1日とするものでございます。

次に、3の早期開始のメリットです。①として、訪問型と通所型サービスのみを利用する場合は、現行の医師の意見書や介護認定審査会の認定を受ける必要がなく、基本チェックリストを用いた状態の確認によりサービスが利用できるため速やかな利用開始につながるから、⑥の調査件数が減少することにより現在消防事務組合が行っている介護認定審査会の負担軽減が図られることの6点を挙げております。

次に、4の早期移行に係る事業費でございます。

いきいきデイサービス事業委託と老人福祉活動支援事業の2つの事業になります。いきいきデイサービス事業は、現在桜ヶ丘老人憩いの家で行っている事業でございます。また、老人福祉活動支援事業は、塩竈市社会福祉協議会が所有する建物、北浜にありますけれども、旧老人福祉センターの2階で行っている事業です。これらの開始に向けて契約を行うために事業費としてそれぞれ2,030万円と550万円の債務負担行為限度額の設定を行うものでございます。

続きまして、5番今後のスケジュールになります。この議案をお認めいただきましたら、表記載のとおり4月に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

下段には、今後生活支援を行うためにさまざまな団体が集まって協議する必要がありますので、仮称として生活支援推進協議体の構成団体のイメージを載せております。

なお、この資料の3ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第82号については以上でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第89号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料番号2市議会定例会議案と資料番号5議案資料をご用意願います。

まず初めに、資料番号2市議会定例会議案の26ページをお開きください。

提案理由といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額、医療保険分に相当しますが、の

引き下げ及び地方税法の一部を改正に伴い所要の改正を行おうとするものです。

次に、改正内容についてですが、資料番号5議案資料の41ページをお開きください。

まず、目的といたしましては、国民健康保険の被保険者の負担軽減を図るため、国民健康保険税額の基礎課税額の算定に係る税額の引き下げを行うものです。あわせて、地方税法などの一部改正に伴い、平成26年6月議会にてお認めいただきました塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行日について所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、第1条国民健康保険税基礎課税額の税額改定に関しましては、平均でマイナス6.05%、1世帯当たりの保険税額としましてはマイナス9,148円の引き下げを行うものです。

改定内容といたしましては、税額改定、括弧の算定方式の変更及び税額の改定内容の表をごらんください。

改正点といたしましては、医療分の所得割を0.5ポイント引き下げて7.2%に、均等割、これは被保険者人数割ということになりますが、均等割を4,000円引き下げて2万4,000円に、平等割、これは1世帯当たりとなりますが、平等割を2,000円引き下げて2万4,000円にそれぞれ改正いたします。医療分の均等・平等に係る軽減の表につきましては、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減適用の税額を記載しております。平等割につきましては、特定世帯及び特定継続世帯における税額もあわせて記載しております。

次に、第2条の地方税法などの一部を改正に伴う改正内容といたしましては、平成26年6月議会にてお認めいただきました塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例における附則第14項の改正規定の施行日を平成29年1月1日から平成28年1月1日にするものでございます。

次に、42ページをごらんください。42ページとなります。

3番目の施行日などにつきましては、平成28年4月1日とし、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたします。ただし、第2条の規定は公布日から施行いたします。

参考資料といたしまして、今回の税額改定における区分ごとの現行と改正後の税額などの比較表を記載しております。

次に、43ページのほうをごらんください。

4番目、国民健康保険事業特別会計収支見通しについてです。

税額改定をした場合における平成30年度末までの国民健康保険事業特別会計の収支見通しを記載しております。

なお、平成30年度は都道府県一本化しておりますが、平成30年度の見通し額については、現行制度が継続したものと推定した上で積算しております。

この表に並びましては、表の上段に歳入、中段に歳出、下段に財政調整基金の残高を記載しております。

今回の税額改定では、適用期間を平成28年度、29年度の2カ年とすること、平成30年度に予定されている国庫財政運営主体の都道府県一元化に対応するものであること、平成30年度末における実質基金残高を本市の財政支出規模から算出した適正基金保有額である3億円程度を基準とすることとしました。以上を基本方針としておりますことから、平成30年度末の実質基金残高として3億2,000万円を確保しております。

次に、44ページをごらんください。税額改定後のモデルケースといたしまして7つの課税モデルを記載しております。7・5・2割軽減を含めました7つの課税モデルでございます。

また、戻りまして、37ページでございますけれども、新旧対照表を記載しておりますので、ご参照ください。

議案第89号についての説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、歳出予算の第2款総務費にかかわる部分についてご説明いたします。

資料No.4をご用意いたします。資料No.4の補正予算説明書の7ページと8ページをお開き願います。7ページと8ページになります。

第2款第1項第12目の諸費についてでございますが、8ページの節ならびに説明の欄をごらんください。

23節償還金利子及び割引料に国庫補助金等精算返還金としまして1,363万4,000円を増額補正しようとするものであります。

今回補正しようとする理由でございますが、平成26年度に実施しました国庫補助事業及び県補助事業の補助金の額については、事業が終了する前に概算払いの方法により交付を受けておりました。平成27年度に入り、事業完了後の実績報告に基づいて補助金の額を確定させ、実績額が下回ったため、国及び県に対し返還金が生じたものとなります。

今回返還金が生じた事業の内訳であります。まず国庫補助事業では施設入所措置費として45万3,000円、保育緊急確保事業で7万4,000円、高等技能訓練促進費事業で26万2,000円、児童虐待・DV対策等総合支援事業で7,000円となり、国庫補助金の返還額の合計は79万6,000円となります。

また、県補助事業では、施設入所措置費として22万7,000円、放課後児童健全育成事業で1,223万1,000円、保育対策等促進事業で38万円となり、県補助金の返還額の合計は1,283万8,000円となります。

したがいまして、国及び県の補助金を合わせた1,363万4,000円を補正計上しようとするものであります。

歳出予算第2款総務費にかかわる部分については、以上でございます。どうぞよろしく願います。

○浅野委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 同じく議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、歳出予算の3款民生費に係る予算について、款項目ごとに順次各課からご説明いたします。

資料No.4の補正予算説明書の9ページないし10ページをお開きください。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

今回補正する内容は、全て決算整理に向けた減額補正です。

まず、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金において1億6,474万6,000円を減額するもので、内容として2件の減額です。1件目は津波被災住宅再建支援補助金で、1億3,414万6,000円の減額です。この補助金は東日本大震災の津波によって被災した世帯の方々が市内で住宅を建設・購入または補修等を行った場合、取得経費や補修経費または資金借入れに伴う利子補給額を補助するものでございます。この全体事業は、平成25年度から32年度までの8カ年事業で、総事業費が約19億9,400万円になっております。平成27年度は3年目に当たり、当初予算で2億5,400万円を予算化いたしました。が、予定申請件数を下回り、決算見込みが1億1,985万4,000円となっておりますことから、1億3,414万6,000円を減額するものでございます。

次に、2件目は、災害公営住宅等入居移転支援金で、3,060万円の減額です。この支援金は、東日本大震災によって被災した世帯のうち、本市の災害公営住宅等へ入居する世帯に対し移転

費用を支援するものです。この全事業は平成26年度から29年度までの4カ年で、総事業費が8,300万円となっているものです。平成27年度は2年目に当たりまして、当初予算3,580万円を予算化いたしました。が、予定申請件数を下回り、決算見込みが520万となりましたことから、3,060万円を減額するものです。

次に、歳入予算をご説明いたします。

同じ資料の5ページないし6ページをお開きください。5ページないし6ページです。

第18款繰入金1項基金繰入金7目ふるさとしおがま復興基金繰入金1節ふるさとしおがま復興基金繰入金で、1億6,474万6,000円を減額します。この内訳は、説明の欄のとおり津波被災住宅再建支援事業と災害公営住宅等移転支援事業で、歳出予算においてご説明いたしました予算額と同額を減額するものでございます。

歳出予算3款1項1目関係につきましては以上でございます。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 引き続きまして、議案第90号「平成27年度一般会計補正予算」のうち、長寿社会課関係の予算をご説明申し上げます。

同じく資料No.4 一般会計補正予算説明書の9ページ、10ページ、生活福祉課歳出でご説明したページになります。

第3款民生費1項3目老人福祉費の20節扶助費についてであります。378万円を減額するものです。これは、決算整理に向けた減額補正になります。補正の理由についてであります。環境上の理由や経済的な理由がある高齢者に本市では老人福祉法第11条の規定に基づき養護老人ホームへの措置入所を行っており、当初3,276万円を予算化しておりましたけれども、その費用がおおむね決算の見通しが立ちましたので減額しようとするものでございます。

長寿社会課からの説明は以上でございます。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部 保険年金課長 続きまして、保険年金課からは議案第90号「塩竈市一般会計補正予算」のうち、保険年金課所管の補正予算についてご説明いたします。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたします。

引き続き資料No.4の9ページ、10ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、3款1項10目の後期高齢者医療費といたしまして、後期高齢者医療保険の免除延長を市町村特別負担金として1,111万7,000円を増額し、総額を6億6,058万8,000円とするも

のです。本件は、平成26年度より対象者を見直しして再開しております震災被災者に対します後期高齢者医療の医療機関における窓口負担の免除にかかった費用について市町村負担分を計上するものでございます。

次に、3款2項1目の児童福祉総務費として子ども医療費助成事業費の電算業務委託料として181万8,000円を増額し、総額を3億7,094万9,000円とするものです。本補正予算は、議案第81号でご説明いたしました塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正により外来の助成対象を従来の小学校6年生から中学校3年生に拡大するに当たりまして、受給者証の発行などに関する電算システムの改修費用として計上するものでございます。

また、3款2項2目児童措置費のうち、児童手当事業費といたしまして454万円を増額補正するものでございます。これは本年度の児童手当の対象区分の人数などの見通しを精査したところにより所要の過不足分について補正をいたすものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

同じく資料の3ページ、4ページのほうをお開きください。3ページ、4ページとなります。

14款の国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金のうち、児童手当国負担分として537万1,000円を増額補正いたしております。また、15款県支出金の1項1目民生費県負担金のうち、児童手当県負担金といたしまして41万7,000円を減額し、民生費県負担金の総額を7億3,446万8,000円とするものでございます。これらは、歳出でご説明いたしましたが、今年度の児童手当の対象区分の人数などの見通しを精査したことによりまして国や県の負担分についての過不足を補正したものでございます。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、歳出予算の第3款民生費にかかわる部分についてご説明いたします。

同じく資料No.4の補正予算説明書の9ページ、10ページをお開き願います。9ページ、10ページでございます。

説明の関係上、歳出予算からご説明いたします。

第3款第2項第2目の児童措置費についてでございますが、10ページの中ほどに第20節扶助費として154万円が計上されておりますが、このうち説明欄の一番下にありますように、児童

扶養手当として300万円を減額補正しようとするものであります。

補正の理由につきましては、平成27年度の決算整理に向けて児童扶養手当費の決算見込み額が当初予算計上額よりも下回る見込みのため、減額補正するものです。

続きまして、同じページ、第3款第2項第5目の子育て支援費についてご説明いたします。

10ページの節の欄に第1節報酬としてマイナス1,500万円が計上されておりますが、放課後児童クラブ運営事業費のうち非常勤職員報酬を減額補正しようとするものであります。補正の理由につきましては、平成27年度の決算整理に向けて放課後児童クラブ運営事業費のうち、非常勤職員報酬の決算見込み額が当初予算計上額よりも下回る見込みのため、減額補正するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。3ページ、4ページでございます。

第14款第1項第1目の民生費国庫負担金についてご説明いたします。

4ページの中ほどにあります節の欄で、第2節児童福祉費負担金として437万1,000円が計上されておりますが、このうち説明欄の一番下にありますように、児童扶養手当費として100万円を減額補正しようとするものであります。補正の理由につきましては、先ほど歳入予算の中で説明しましたように、児童扶養手当費を300万円減額することに伴い、歳入側の国庫支出金についても国の負担率3分の1を乗じた額100万円を減額補正するものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

同じ資料の18ページをお開き願います。18ページでございます。

18ページの調書の中段でございますしおがま子育て支援センター日曜開館業務委託についてであります。平成28年度の債務負担行為限度額として173万円を設定しようとするものであります。債務負担行為限度額を設定しようとする理由についてですが、しおがま子育て支援センター「こころん」の日曜開館につきましては、さきの市議会9月定例会において平成27年10月から日曜日を試行として開館することをご説明させていただきました。内容としては、ことし10月から12月までは月1回第3日曜日を開館し、来年1月から毎週日曜日を開館することとしております。今回、平成28年4月からの日曜開館業務の本格実施に向けて業務を外部委託によって実施していきたいと考えております。なお、日曜開館業務の委託に当たっては、保育士等の人員を確保するために早期に事業者を決定する必要がありますことから、債務負担行為を設定し契約事務を進めていこうとするものでございます。

議案第90号「平成27年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子育て支援課にかかわる部分については以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○浅野委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 同じ資料で生活福祉課分をご説明させていただきます。資料No.4の9ページないし10ページをお開きください。

3款民生費4項災害救助費1目災害救助費の21節貸付金で580万円を減額するものです。この補正も決算整理に向けた補正予算になります。減額する貸付金は災害援護資金貸付金で、東日本大震災によって被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行うもので、借入申請期間は平成29年度までになっております。平成27年度は3,600万円を予算化いたしました。貸付予定件数を下回り、決算見込みが3,020万円となりましたことから、580万円を減額するものでございます。

次に、歳入予算をご説明いたします。

同じ資料の5ページないし6ページをお開きください。

第21款市債1項市債5目民生債3節災害援護資金貸付金で580万円の減額です。これも歳出予算でご説明した予算額と同額を減額するものです。

大変恐縮です。次に、資料No.3の4ページをお開きください。資料No.3の4ページです。

第3表地方債補正予算でございます。これは先ほど歳入予算でご説明いたしました580万円の減額に係るものとして、災害援護資金貸付金として借り入れる起債の限度額を3,600万円から3,020万円に変更するものでございます。

生活福祉課からは以上でございます。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 それでは、議案第92号「平成27年度介護保険事業特別会計補正予算」について長寿社会課からご説明いたします。

資料番号3をご用意いたします。

資料番号3の8ページでございます。この補正は、債務負担行為の追加を行うものでございます。次のページ、9ページのほうになります。第1表債務負担行為補正になります。債務負担行為の追加は、いきいきデイサービス事業委託と老人福祉活動支援事業の2件であります。こちらは総合事業の開始に伴う関連予算として計上しております。

いきいきデイサービス事業委託は、期間が平成28年度から30年度までで、限度額は2,030万

円です。老人福祉活動支援事業は、期間が平成28年度までで、限度額は550万円です。

長寿社会課からは以上でございます。

○浅野委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。どうぞ。ご発言はございませんか。土見委員。

○土見委員 ご説明ありがとうございます。議案の第82号、第92号の介護予防のことに、確認なんですけれども、ちょっとお伺いしたいと思います。

早期開始のメリットとして1から6について挙げられているのですが、ちょっと読んだ感じ、これ早期開始のメリットというよりは、この事業開始したことによるメリットのような気がしまして、この1年間前倒しするということに対して、その理由のほうをちょっともう少しだけ詳しく教えていただければなというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 これまで地域包括ケアシステムの関係で平成26年度、法律が改正になりまして、私どもとしては当初29年4月1日からということを進めてはいたんですけれども、やはり全国の状況とか、あと早期移行することで、やはり市民の皆様が使いやすくなるということがございまして、早期移行に踏み切ったという事情でございます。経費的にも、そういった部分もありますけれども、何よりも住民の方々、該当しない方々が、今現在恐らくは今回チェックリストで移行される方、大体おおむね二百四、五十名として踏んでいますけれども、この方々が要支援の認定の方々、800人ぐらい要支援の方がいらっしゃるんですけれども、そのうち移行される方が、総合事業に移行される方が240名ほどなんですけれども、ほかの方々は従来どおり訪問看護とか、あと福祉用具貸与とか、そういったものを使えるんですけれども、それ以外にチェックリストというか認定で非該当になった方も、そのほかに推定では多分100人以上いらっしゃるという見込みがございます。そういった方々を、少しでも利用されて介護予防を少しでも早くすることで、元気な体力というか生活していただけるものだというので、早期移行としたものでございます。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 担当課長からは詳細の説明があったようですが、実はこの制度をスタートするときに、時の厚生労働大臣が委員会の中で、この制度に移行するに当たっては今までの制度をそのままということではなくて、プラスアルファといいますか、付加価値をもう少し高

めて利用者の方々の利便性の向上に資していただきたいと。そういったことを検討するために、先ほど来触れておりますように、平成29年4月1日をぎりぎりの期間だということで、委員会でどうも答弁されたようであります。全国の大体の自治体はその厚生労働大臣の説明をもとに29年4月1日ということスタートにされておったようであります。ただ、前段、課長のほうから申しあげましたように、移行のプラスというメリット部分を我々のほうでも27年度1年かけていろいろ検討させていただきまして、28年4月から、一部分については十分そういった対応ができるという体制が整いまして、前倒しで一部について28年4月1日からスタートをさせていただきたいということ判断をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 ありがとうございます。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっとこういう質問をしたのは、1年間早く始めるということはそれだけ経費もかかるということなので、福祉という点から考えれば、それは手厚いほうがいいんですけども、限りある財源ということでほかのところにも回せるものもあるということから、そういうふうなちょっと質問をさせていただいたところです。

あと、もう一点だけ伺いいたします。議案第90号の放課後児童クラブの非常勤職員の給与減額というか給与を1,500万減らしたというところなんですけれども、これたしかちょっと伺ったときに、放課後児童クラブの開設が少なかったという話なんですけれども、ちょっと聞き逃したかもしれないんですけども、そこについてのちょっと理由のほうをお教えいただければと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回、放課後児童クラブ運営事業費の中で非常勤職員報酬を1,500万円ほど減額したいということでございます。その理由でございますが、放課後児童クラブの今現在支援員、補助員、職員、非常勤職員として雇っておりますが、4月1日現在、非常勤職員についてはどちらも合わせて44人ほど雇用しておりました。当初の目的では55人ほど雇用する予定で予算を組んでおりましたが、なかなか非常勤職員、募集をしても応募がないということで、12月1日現在で非常勤職員44人から46人になっております。その関係で、この非常勤職員の報酬の部分で金額的に残が見込まれるということで、今回減額補正しようとするものでございます。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 わかりました。どうもありがとうございます。私からの質問は以上になります。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。小高委員。

○小高委員 私からも何点かお伺いをしたいと思います。

それで、土見委員の質問とちょっと関連してお伺いをしたいんですが、55人の募集に対して44人、今現在で46人ということでありましたが、なぜこんなに応募がないのか、そのあたり分析があればお答えをいただきたいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、放課後児童クラブ職員につきましては、今年度から支援員と補助員というような形に変わりました。まず、支援員の部分については、保育士資格、それから教員資格、社会福祉士、まずそういった職種というか資格が必要になってまいります。そういった方を中心に支援員を募集はかけておりますが、なかなかそういった方の応募が見られないということもございますので、そういったことも一つの要因となっているのではないかと考えております。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ご案内のとおり、今年27年4月から小学校6年生まで拡大をいたしました。今までは小学校3年生までを放課後児童クラブの対象といたしておりましたが、小学校6年生まで拡大をさせていただくときに父兄の皆様方にアンケート調査をとりました。そうしたところ、アンケート調査時点では4年生から6年生の生徒さん方もかなり希望者が多い状況でありました。結果として、放課後児童クラブ数を4クラス増加をするということで当初企画をさせていただき、それに必要な人員を予算計上させていただきました。しかしながら、実際応募させていただいたところ、4年生が五、六名、5年生、6年生はそれぞれ1名という状況でございまして、結果的に4クラスの増クラスまで行かなくて、たしか杉の入小学校で1クラスの増加というところにとどまったわけでありまして、結果として3クラス分の今言った指導員なり補助員がまずは不要になったということが一番大きな減額の理由であります。

そのほか必要人数がなかなか集まりにくいというのも現状ではございますが、今後、さらなる努力をしながら、適正な放課後児童クラブの運営ができますように、なお努力をさせていただきたいと思っております。

○浅野委員長 ありがとうございます。小高委員。

○小高委員 わかりました。これまで、過去委員会、あるいは本会議の中でも、職員の方の待遇

という点で何点かお伺いしたものですから、そのあたりちょっと気になりましてお聞きをさせていただきます。

それで、私からもそのほか何点かお伺いをしたいと思うんですが、議案第82号の介護予防・日常生活支援総合事業のメリットのところから2点お伺いをしたいんですが、まず1つに、早期開始のメリットに挙げられております④番の1回当たりの利用料、月額から利用回数に応じた負担になるので負担軽減につながりますと。このところで2点あります。

1つは、説明の際に軽くお聞きをしたんですが、少しちょっと具体的にお聞きしたいということで、利用回数が多い方が高くなってしまいうということがないというようなご説明だったんですが、もう少し仕組みといいますか、具体的にお聞きをしたいというのと、もう一点は、事業者に関しての部分で、ある事業者の方のお話ですと、この関係で運営が成り立たなくなる可能性がある。そういった点で事業者の方が手を挙げないということになってしまえば、利用者に対してもデメリットにつながってしまうのではないかなというような懸念がありまして、そのあたりどういったふうにお考えなのかお聞きをしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長 長寿社会課長 早期メリットの4番目ということで、1回当たりの利用料を決めることができるということのそういったご質問なんですけれども、例えば要支援1の方が通所のデイサービスを使うといったときは、その要支援1の方は大体週1回ということになっております。要支援2の方は週2回というそういった枠組みなんですけれども、これは要支援の方は月額請求になっております。大体月1万1,000円ほど。ですから、その10%ですから、大体1回当たり250円ぐらいなのかなと思うんですけれども、そういったことで、例えば病気とかされた場合、その週を使わないといったことが出てきますので、そういったときも月額ということに予防給付のほうではなっております。そういった方々を実際の実態に合わせて請求するということでの一つの考え方になっております。

なお、超えた場合の件なんですけれども、ここでケアマネジャーが月4回程度ということでプランを策定していますので、その4回の範囲内で使うことになります。

そのほかに訪問の場合は週1回とか週2回、週3回もあるんですけれども、どんどん今度は費用が高くなるということで、プランで例えば週2回を使うプランがありましたと。そして、そういったところで多分2万円ぐらいなのかなと思うんですけれども、2万円ですから月

2,000円ほどですね。そういったことでプランは立てただけけれども、そういった病気とかなって使えないということもありますので、実態に応じて請求をしたいなということで、1回当たりも行っていくということでもあります。

続きまして、事業者のほう、成り立たないというご質問なんですけれども、この4月1日に厚生労働省のほうで事業所の見直し指定をしております、おおむね大体これぐらいの金額だということで、国のほうから月額で示されております。ですから、これまでも現行どおり要支援の方がサービス低下を招かないように、そういった国のほうでみなし指定を行っておりますので、そういった費用的な部分もありますので、大丈夫なのかなと思うんですけれども、そのデイサービスセンターなり、訪問、ホームヘルプなり、そのほかにも要介護の方々がいらっしゃると。例えば要介護の人が要支援になったり、要支援の方が要介護になったりすることもありますので、まずは経営が成り立たないということはこちらではちょっと考えにくいのかなと思っておりました。以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。実際に事業者の方からそういったお話あったものですから、実際そういった懸念をお持ちの方もおられるということで、利用者のメリットが確かにありますので一概に「反対だ、反対だ」と言うものではないのですが、事業者の方の経営に影響することが利用者の方々の悪影響というところになってしまわないようにだけお願いをしたいと思います。私のほうからは以上でございます。

○浅野委員長 ほかに。阿部委員。

○阿部委員 二、三質問をさせていただきます。

まず、資料No.5の2ページになります。

議案第81号、第90号の子ども医療費の助成対象の拡大についてというところで、市単独事業というものも入りまして大変手厚く子どもたちの医療費の助成ということですが、これは大変ちょっとあれなんです、所得制限というのはどのぐらいかかっているのでしょうか。お知らせください。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 子ども医療費の所得制限についてお答えさせていただきます。

本市におきます子ども医療費の所得制限につきましてですけれども、これは扶養人数に応じて金額のほうが変わっております。それで、扶養人数について、まずお一人の場合の所

得制限の額ですけれども、378万1,000円から始まりまして、以降1人ずつふえるごとに38万円ずつ上がっていくということになります。例えばですけれども、親御さん、お父さん、お母さんが働いていて、お子さんが2人というような場合は扶養人数が2人ということになりますが、この場合の2人の場合の控除後の所得額は416万1,000円以上の方は対象にはならないと。裏を返せば416万1,000円未満の方は対象になると。いわゆる子ども医療費の対象になるということになっています。よろしくお願ひいたします。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。大抵の方は当てはまるような状況なんでしょうか、現状の様子ですと。本当に助かると思います。ただ、私も中学生見ていまして、割と丈夫なんですね。中学生、部活やっていますので。医療費というよりも、逆に言うと、とても大事なのは、成長痛でスポーツをやっているお子さんたちが発達段階で非常に痛みが来たりとかというので、整形外来によく行くんですけれども、何の治療法もないとか、大変、そして電気かけたりとかというので一向によくないとか、もう時期を見るしかないというような状況がちょっと多々ありますので、その辺の医療費の関係はどうかなというのがちょっと懸念されるんですが、本当に子どもたちのためには補償してあげるといことは大変すばらしいことです。よろしくお願ひいたします。

次に、4ページになります。

議案第82号、第92号というところで、介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねをしたいと思います。

まず、今現状の中で要介護、あるいは要支援という認定申請してから認定がおりるまでの期間は今のぐらいになっておりますでしょうか、お知らせください。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 介護認定申請から認定されるまでは、法的には30日以内ということになっております。消防の介護審査会の統計では塩竈市が32日ぐらいで、ここの二市三町では一番短い期間、日数なのかなと思っています。ほかのところは38日とか、39日とか、いろいろ出ていますけれども、おおむね30日以内ということが目安になってございます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 塩竈がちょっと期間が、大変早急にやっていただけるということで、大変うれしいことですが、その中で、介護認定、あるいは要支援認定の前段、認定を受けるための条件と

というのは現状としてはどうでしょうか。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 窓口に来られて、そういったご家族でもご本人でも構いませんけれども、そういった方々がご相談して、本人が申請したいということであれば、それは認定申請を行っていただくということでございます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。そういう状況であれば安心ですね。いろいろご相談されますけれども、前はなかなかある程度の状況にならないと何か認定申請できないというようなお話もちょっと聞きました。しかしながら、高齢化してきますと、あすがわからないと言うと大変語弊がありますけれども、本当に転んでしまってその日から動けなくなってしまったとかさまざまな要因がございますので、おひとり暮らしの方なんかは特に前もって申請をしていただいたほうがいいですよということを私もちょっとお話ししたりするんですが、ある程度期間が、即判定が出るわけではございませんので、緊急のときの状況はいかなような状況になっていますでしょうか、よろしくお願いします。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 例えば入院されていて病院から退院されたというところでまだ認定申請を行っていない。それで、認定審査されましたけれども、認定まではまだ期間があるということでのご質問だと思いますけれども、状況を見ながら、認定がなくてもサービス利用が可能でございます。ただ、結果的に認定されなければ自費ということになってしまうという状況でございます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 その辺が大変難しいところかな。制度上のあれで、大変すき間があるかなというふうな思いが今いたしております。やっぱりこの認定期間があるということはある程度余裕を持ってということになると思うんですが、やっぱり緊急でそういった体の状況がきかなくなったときにどうしてもという部分もありますので、その辺がこれからの検討課題かなというふうに思いますので……（「みなし」の声あり）みなしね。ある程度ね。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

それでは、児童クラブのほうなんですけれども、今お伺いしてまして、4年生、6年生、大分6年までということでお応えいただいておりますけれども、なかなかお話を伺いますと、

やっぱり高学年になりますとなかなかそういった団体に入ってというよりもうちに留守番をしているとか、いろんなそういうふうな状況が出てきてという話も伺っておりました。なかなか難しいところがあるようですけれども、ぜひどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○浅野委員長 ありがとうございます。ほかに。西村委員。

○西村委員 子ども医療費の助成対象拡大についての件でちょっとお伺いします。

県のほうでも、若干ですが補助しているという部分があるんですが、その内容、未就学児だか2分の1ぐらいという話だったんですが、その内容についてお聞かせください。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 子ども医療費に関します県の助成対象年齢についてお答えさせていただきます。

こちら通院と入院では年齢が別になっておりまして、まず外来のほう、通院のほうでございますけれども、県の補助については3歳未満児に対しましては2分の1分を県のほうで補助するということとなります。したがって、現在塩竈市では小学校6年生まで拡充しておりますが、3歳以上の部分については全て市単独の費用で持っている。それと、ゼロ歳から3歳未満までの半額は塩竈市のほうの財源で持っているということとなります。

続きまして、入院のほうでございますけれども、入院のほうは現行制度では中学校3年生まで対象としておりますが、うち県の補助がございますのは未就学、いわゆる小学校に入る前までのお子さんたちになります。その県の補助対象額については2分の1となりますので、就学前については2分の1は県、そのほかの2分の1は塩竈市の財源で、さらに小学校以上中学校3年生まで、こちらについては全て塩竈市の単独財源で事業のほうを進めているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。やっぱりこの件では市長には県のほうに働きかけていただいて、その増額に向かって県のほうにやはり交渉していただかないと、総括質疑でもありましたように、全県どこに生まれてもその補助を受けられるという、ましてや市長には全国市長会では、全国、日本で生まれた子どもはどこで生まれても本当にその享受を受けるといようなそういうものを訴えていくべきではないかと思っておりますので、市長には、県にも国にも、どうぞよろしく願いします。以上です。

○浅野委員長 ありがとうございます。力強い応援を。

菊地委員。

○菊地委員 私からも、皆さん質問事項うんと少ないんだけど、私いっぱいあるので済みませんが。

まず、子ども医療費の助成費対象の拡大というのは、本当にありがたいと思います。そして、単純な質問なんですけど、こういった議会上げてくるまでのこういうふうにするというふうなものには、いつごろからこういった仕組みづくり、予算とかそういう提案をするというのはいつごろからこういう皆さんがやってきているのか、その辺からまずお伺いしたいと思います。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 子ども医療費助成の予算並びにその仕組みについてでございますけれども、ここ最近子ども医療費助成については、ほぼ毎年のような形で拡充のほうをいたしております。ですので、事務的には年齢拡大とともに、各年齢層によっては助成する医療費が全然違うという状況がございます。特に子育てされた方はよくご存じかと思うんですが、例えば未就学児はかなり医療費がかかる一方で、小・中学生に上がるにつれて病気というものはなくなりますけれども、先ほど委員のほうから話がありましたとおり、外傷性、いわゆるちょっと骨折しましたとかそういったことが多いということがございます。ですので、拡充した際にはその医療費の動向を分析しました上で、数字のほうはもちろん取りそろえておりますが、並びに財源等々も勘案した上でどのようにするかというのはいろいろな判断もございますので、その数字のほうを整えた上で準備をしているという状況でございます。ですので、数字については、主要な施策の成果でまずは前年度の詳細につきましては確認した上で、なお毎年毎年の検討をしているという状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 いいことなのでばんばんいいんですが、例えば私なんかはうんと子ども医療関係、拡大いいなど、高校生あたりまでかななんていろいろ思っていたんですが、今回中学校までやっていただけると。いろいろ質問、議論したかったんですが、皆さん総括質疑だなんていう内容まで聞かれたので、では委員会で何質問するかなと私なんかは思ったものですから、それで何か市長のところ要望出したらなりましたなんて言われると、だからいつごろから、

11月あたりに要望出されてすぐこういうふうに議案に上がってくるものなのか、もう年間をずっと通して考えての施策なのか、その辺。だったら、要望出せば1カ月くらいでできるんだったら、高校までやってほしいという要望したいなという思いで質問したいんですが、いかがでしょうか。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ことは市長選挙もございましたし、市議会議員選挙もございました。私は、立候補に当たりましてマニフェストを出させていただきました。その中で、子ども医療費については、ぜひ28年度から中学校3年生まで拡大をするよう努力をいたしますということを私のマニフェストに入れさせていただきました。おかげさまで市民の方々からまた市長に選んでいただきましたので、マニフェストとして出したものを責任を持って実施すべきではないのかということで、早速当選後、担当課のほうと私が掲げましたマニフェストが果たして実現できるような財政環境かどうかということについては、直ちにそういう調整をさせていただいたところであります。総括の際もご答弁申し上げましたが、本来であれば、一般会計予算の中でしっかり対応できるようにというのがあるべき姿だとは思っております。ただ、財政的にはなかなかそういった状況にはないということで、今回も基金を活用させていただいたということについては大変心苦しく思っておりますが、そういった手続の中で、今回ぜひ来年度からということで議案として提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。

マニフェストでやっていくんだと。だったら、もっと欲張れば、拡充して、先ほど西村委員も言ったけれども、予算獲得やら住民のためを思って、この間も市長とちょっとお話する機会あったとき、宮黒関係では高校までで足並みをそろえていくみたいですよというふうな私には情報がありましたので、そういうことも言っていましたので、ぜひこれからも子育て関係、この間の地方創生のまち・ひと・しごとの関係のアンケートの中身見ても、やっぱり子育て支援関係が充実しないとなかなか住みづらいようなことが書いてあったんで、なおさらツーステップも上がるように高校生までの、いわゆる医療費助成を強く望んでおきたいと思えます。今回のこの提案は喜んで賛同していきたいなと思えますので、さらなる発展関係をお願いしたいと思えます。

なぜそういうことを言うかということ、やっぱり総括質疑関係でも、年に100人くらいずつ子どもさんが減少していくという現状を見れば、やっぱりほかの地域から移住してもらうんだなんだということまで考えれば、やっぱり先駆けてやってほしいというそういう強い希望がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ご要望いただいた中に高校生まで拡大をとというような要綱が入っておりました。我々はしっかりと受けとめさせていただきますが、先ほだのご議論の中でも、委員各位のご質問の中から、例えば所得制限を今大変申しわけなく思ひていますが、かけておりました。塩竈市としては、一定の所得制限をかけておりました。したがいまして、年齢要件を拡大していくことが最優先課題なのか、あるいは中学校3年生まで拡大した中で、質的なという言い方が当たっているかどうかはわからないんですが、質的な充実を図るべきなのか、量的拡大を図るべきなのかということをお我々これから先しっかりと議員の皆様方と議論させていただきたいと思ひておりました。

それから、制度の拡大についてであります。私もそういうご要望をいただいた際に、宮黒ではもう足並みをそろえていってというようなお話だったということなので、それぞれ確認をさせていただきました。残念ながら、全く国におきましては、このようなことについて制度を構築しているということはないということでもあります。なおかつ、これは私ももちろん声を上げてまいります。議員の皆様方にお願ひしたいのは、結果として、先ほど申し上げました3歳児まで、未就学までということを超えて、それぞれの市町が取り組んだ場合、それが余裕があるということのみならず、逆に交付税からその部分を取り除かれるというようなことも現実があることは議員の皆様方もご了知のことかと思ひます。ぜひ、我々ももちろん声を上げてまいります。ただ、やっぱり余裕があるからやるんじゃないかと、今菊地委員からご質問いただいておりますとおり、できるだけここに安心してお住まいをいただきたいというそういった中から限りある予算、予算の総枠は決まっているわけでありまして、限りある予算の中から本当に基金なんかを活用してやっている本市の実情を考えた場合、それを余裕という判断はされてしまうという今の制度の矛盾点なんかについても、ぜひ議員の皆様方と声を上げてまいりたいと思ひておりました。ありがとうございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ、この間市長さんとお会ひしたのはたしか午後一だか、午前のあれだと思

うんですが、その4日の夜あたりだと、利府町さんもそういう方向でなりますよと。あと松島さんがそういう方向ですというふうな担当者の方の話がありましたので、申し添えておきます。

あと、次に、介護、資料No.5の4ページ、これも先ほど来皆さん、各委員さんが介護予防に、日常生活支援総合事業についてということですが、私、4ページのこのDの一般介護予防事業という中で、要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等とあるんですが、これは何を指しているのかしら。ちょっとわからないんですが、教えてください。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 このDの一般介護予防事業の件なんですけれども、その上のBというのがチェックリストとか、あと認定の方が使用されるという部分でございます。従来だったらここで終わっていたんですけれども、やはり介護保険事業、地域づくりということなので、高齢者がみんな差別なく、身体的にちょっと悪いからそういった方々を排除することじゃなくて、そういった方々とか、あと健康な方々、そういったところでみんなで支えていきたいと思いますというのがこの一般介護予防事業ということになっております。以上でございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 それはわかるんで、住民への通いの場の充実とあるんで、その説明欄にね、例えば具体的に社会福祉協議会のところで通所しているそういうものを充実するというふうな認識でいいんですかということなんです。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 この介護予防事業、ほかの自治体の例を見ると、集会所を使ってサロンということをしてされています。今現在社協のほうで北浜のコミュニティセンターとか、あと藤倉の集会所とかされているんですけれども、その集会所、今50か60ぐらい。あと、介護予防のサークルとしても、やはりそれぐらいの規模があるということで、そういった集会所を使ってそれぞれ身近なところで要支援に近い方々とか元気な高齢者が集う、そういった場でみんなで支えていきたいと思いますというそういった感じなのかなと思っております。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 まあいろいろ集会所だ、コミュニティセンターでのそういった介護予防関係の充実だというのであれば、そういったところを住民が主体的にしているものであれば、行政とし

でも多大なるご支援を賜ればなと思っています。

それで、あと、私の認識がおかしいかどうかちょっとわからないんですが、5ページのいわゆる債務負担行為関係についてちょっとお伺いしたいと存じます。

まず、2行ありまして、いきいきデイサービスが28、29、30年と3カ年の債務負担行為をするんだよと。わかりました。それで、老人福祉活動支援事業のほうが28年度だけの1カ年だと。私は、この上のほうのいきいきデイサービス関係の制度は……、制度というのは、事業の契約は3カ年でもいいけれども、債務負担行為というのは1年でいいんでないかなと思います。それで、あと29、30年のはふだんの一般会計の長寿社会課の予算でこういうものをつけていけば何ら問題ないのではないかなというふうな思いしたんで、その辺のお考え方、債務負担行為の考え方をちょっとお示しいただければいいかなと思います。

○浅野委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 財政課長の末永です。

債務負担行為の考え方の一般的なご質問だと思いましたので、私のほうから簡単に説明させていただきます。28、29、30年の3カ年間の債務負担を設定するという行為は、要は今後3カ年間の金額をこの程度予算として確保したいと思います、というのを議会にお示しする趣旨であるというのをご理解いただけるかと思えます。これは、同時に契約相手方に対しても、3カ年間、この金額でもって事業をしてくださいというふうな、要は契約額に対しても3カ年分の金額を記入して縛りをつけるというふうなものになりますので、今回債務負担を組むというのは27年度中に契約行為をするために設定させていただくものなんですけれども、それで契約の段階で契約書の中に30年度までの総額を記載して、この金額で3カ年間やっってくださいというような形での契約行為をするというような意味でございます。答えになっているかどうかあれですけども。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 だから、契約は3カ年でも5カ年でもいいの。だから、お金の払う部分、1年だったら1年、来年払いますよというのはそういった債務負担をするということはわかるの。だから、そうしたら、あと29、30年度は普通の長寿社会課の予算の中でそういうものを、行政にこういうのをやるんだからやりますとやれば1カ年の債務負担行為でいいんでないのというふうな考えはできないんですかということなの。

○浅野委員長 ちょっとわかんない。末永財政課長。どっち。遠藤長寿社会課長。（「事業はい

いんだけど、そういう考え方」の声あり) ちょっと待ってください。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 いきいきデイについてはこれまで直営でやっておりました。菊地委員のほうで単年度でいいんじゃないかというお話なんですけれども……（「違うよ」の声あり）やはり利用者の顔というものがございまして、安定で積極的に通っていただくには、やはり顔が一番大事なのかなということで、3年間であれば安心してその利用者の方が通えるということでございます。

○浅野委員長 副市長。

○内形副市長 菊地委員おっしゃっているのは我々理解しているんですが、まず契約を結ぶと。3カ年の契約を結ぶと。そうすると、3カ年分の限度額、このくらいの支出は伴いますよということで、まずは限度額を設定すると。おっしゃっている単年度ごとのあれについては改めて予算できちっと。例えば28年度の予算につきましては、支払いする予算につきましては、これは当初予算できちっと議会の議決を得て、その額を支出するというので、単年度ごとの金額になってまいります。ただ、契約を結ぶに当たって3カ年契約を結べばこのくらいの限度額でこの契約、事業は3カ年で事業費を設定しますよということで、あとは単年度ごとのお支払いになりますので、議決をしていただきながらお支払いすると、そういう状況になります。以上です。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 私の、だからさっき言ったとおり考え方が違うかどうかということで言ったんですが、だから契約は3年でも5年でもいいけれども、こういうふうに上げてくるのは単年度で、今副市長が言っていただいたように予算をします。何で債務負担行為に言うかということ、結局は予算の先食いと言っては悪いんですが、もう先づけなんだよね。もう来年も再来年もするよと。1年くらいだったらいいんですが、2年も3年もとなると、その分が長寿社会課でもう固定された予算になるから、あとほかの何か事業をするというときに、なかなか事業拡大できないんでないかなと思うから、だから契約は3年でも、3年やっていて最初の債務負担行為というのはこの3分の1だけでやって、あとは普通の長寿社会課での予算を積み上げていけばいいんでないのという、そういう、そのほうがやりやすいんでないかなという思いで質問しました。そういうことです。

○浅野委員長 副市長。

○内形副市長 お答えします。全ての事業に債務負担を組むわけではなくて、その事業の安定性、

あるいは継続性を担保するために議会の承認を得て3カ年なり5カ年の事業を認めていただいて契約を結ぶということであります。基本的には単年度予算で組むのがおっしゃるとおり筋であります。しかし、先ほど申し上げましたように、この事業がやっぱり3カ年安定して事業実施させていただきたいということで、債務負担を組んで、このくらいの限度額、このくらいの事業、3カ年の総額でやらせていただきたいということで、議会の承認を得る手続をとっているわけです。くどいようですけれども、基本は単年度で組むのが本当であります。しかし、何度も言いますけれども、その事業の安定継続のために、あるいは引き受けてくれる事業者のためにその3カ年、あるいは5カ年という年度を区切って議会の承認を得ているということであります。以上であります。

○浅野委員長 ありがとうございます。菊地委員。

○菊地委員 副市長さん言うのわかるんですけども、いきいきデイサービスは3カ年だよと。そして老人福祉活動支援事業は1カ年しかやらないでしょうというの。だから、そういうふうな福祉関係の事業というのはあるけれども、だから私は、事務的な処理も契約は3年やっても支払うお金の約束は1年ぽっきりでして、あとはさっき何回も言うようだけれども、長寿社会課の予算で賄えばいいんでないですかということなので、あと水かけ論みたくなるので、そういう考えでやると事務事業もすっきりするかなという思いしましたので、質問させていただきました。

あと、資料No.4の10ページ関係です。社会福祉費関係で、津波被災住宅再建支援事業で、利用する方が金額が少なくて1億3,414万6,000円の減額をしますよと。あと、その下の災害公営住宅等入居支援も、私これ聞き間違ったかどうかわからないけれども、50万だかくらいしか使わないので、違ったけっか。何ぼだ。そういうふうな説明があったんですが、もう一度、津波のほうは1億1,000万円の決算だったよと、先ほどそういう説明されました。そして、災害公営住宅のほうは52万とかなんとかと聞いたんですが、もう一度決算のほうのちょっと説明をお願いします。

○浅野委員長 郷古生活福祉課長。

○郷古健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 まず津波被災住宅再建支援事業についてご説明させていただきます。

当初予算、先ほどご説明でお話いたしましたように、2億5,400万というようなそういった予算を組んでおります。その予算の内訳なんですけれども、先ほどご説明いたしましたよ

うに、住宅取得関係なんですけれども、これについては予算組みの段階で35件を組んでおりました。これが決算見込みでは8件というような中身でございます。また、住宅取得とあわせて土地の取得もされる方、これにつきましては当初で45件を予定しましたけれども、24件でございます。あと、補修関係、これは26年度で終了しているんですけれども、寒風沢のほうでかさ上げが予定されていて、それでその終了後に補修を計画されていた方があったんですけれども、そのかさ上げの予定がなくなりまして、この27年度に補修を行ったということで、当初補修を計画しておりませんでしたけれども、それが1件ありました。そしてまた、崖地関係なんですけれども、これが当初1件だったものが決算でも1件というようなそういった中身になってございます。この関係で決算見込みが34件、1億1,985万4,000円というようなことになりまして、その当初予算との差し引きで1億3,414万6,000円を減額するというような中身でございます。

次に、災害公営住宅等移転費の支援金です。これは、災害公営住宅等に移転する方に1件当たり20万円を助成するというような事業です。この当初予算の考え方なんですけれども、当初予算につきましては、清水沢の災害公営住宅を含めまして179件に20万円を支給するということで、3,580万円を当初予定してございます。27年度におきまして、これまで12件の支出をしております。今後、14件の執行を見込んでおります。あわせまして、今年度につきましては、26件ということで、520万の執行でございます。その差分といたしまして3,060万円を減額するというようなものでございます。津波も災害公営住宅、この2つも今年度につきましてはこういった形で減額いたしましたけれども、後年度におきまして活用が見込まれますことから、この部分につきましては28年度予算というように、あわせて議会のほうにご提案するような形になります。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。この事業、25年から32年度まで続くんですね。

（「津波のほうです」の声あり）災害公営住宅入居は清水沢とか北浜だの、あと錦町のこちらのほうでしながらこの制度を生かしていくということでよろしいんですね。

あと、ごめんなさい。さっきの介護の関係で1点だけちょっと。九十三、四歳の方がいわゆる認定を受けに行ったら、ある程度認定をもらったんですけども、家族の方が健康でいてほしいなと我々地域住民が考えるんですが、家族の方が「デイサービスとかそういうのに行くことないから」と言われているような場合の相談は、例えば包括支援センターに行けばいい

んですか。それとも、どこにそういう相談を行ったらいいのかなというのを教えてください。

○浅野委員長 遠藤長寿社会課長。

○遠藤健康福祉部長寿社会課長 要介護・要支援認定がつくと、通常、サービス利用するときはケアマネジャーがつくことになってございます。それで、多分ケアマネジャーがいらっしゃらないのか、あるいはご家族が拒否されているのか、そうですね、わかりませんけれども、そういったことがあったら、こちらでもケアマネジャーのご紹介とか、公平性を考えるとどここのとはちょっと言えないですけども、そういったご相談を受けて、そのケアマネジャーのほうからご家族のほうに説得されて、ただサービスだけ一方的に利用できるということではなくて介護予防ということがありますので、早く本当に元気になっていただくにはそういうサービスを受けることでずっと体力の維持ができるということですので、よろしくお願いたします。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 わかりました。私は、地域住民の方からも、「議員さん、わかっているのに何で言っていないの」とこうお話されますので、だから遠藤課長さんのところとかに行って相談するのですが、すぐ行ってもらうのね。そうすると、今度家族の方がお金がかかるからと、本人は行きたいんだよ。だけれども、家族の方が拒否権を発動するんだよね。だから、そうすると本人も悩んでっぺし、あと地域の方が何だや、もし家族の方が仕事に行っている間どうするのと。だから、そういうところの相談は引き続き遠藤課長のところでいいですよ。以上で終わります。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。小高委員。

○小高委員 ごめんなさい。1つちょっと聞き漏れがあったのでお伺いをいたします。

子ども医療費の助成対象に関して、数値的な部分でございます。先ほどいろいろな議論ありまして、1つ何か大きな認識の一致といいますかそういったものがあつたのかなというふう感じまして、大変喜ばしく思っております。

それで、お聞きをしたいのは、私の勘違いというか聞き漏らしてしまったのかそういったところかと思うんですけども、この議案第81号の5番の資料の3番目の受給者数のところでございます。現行のところ、外来、この現行などで、小学校6年生までのところで4,034人、入院で中学校3年生までのところで5,051人というのが現行のところでありまして、これが拡大後の見込みになると、これひっくるめて4,944人ということで、数字がどうなっているのか、

ちょっと私理解できないもので、この内訳をご説明いただけるとありがたいと思います。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 受給者数の人数の差についてご説明させていただきます。

今委員ご指摘がありましたのは、資料No.5の2ページのほうの現行の人数に対しまして拡大後の人数が差があるのではないかとという指摘かと思います。もちろん対象は現行でも入院は中学校3年生までですので5,051人です。これがそのままスライドしますと、現行でも中学校3年生までの入・通院も含めると5,051人なんですが、先ほどお話もありましたとおり、対象者数が年々減っているという現状がございます。そうしますと、約半年でこれぐらいの人数が減るであろうと。いわゆる5,051人から実際に制度を適用する4月1日現在ですと、対象の児童生徒数が減るということで、その見込みとしまして4,944名ということで想定しているということになります。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 入院で5,051人がおよそ100人ほど減って4,944人になるという解釈ですかね。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 ご指摘のとおりとなります。

○浅野委員長 よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第81号、第82号、第89号、第90号、第92号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第81号、第82号、第89号、第90号、第92号については、原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

それでは、暫時休憩いたします。これより請願審査を行いますので、関係者以外の方は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございます。

午前11時38分 休憩

午前11時41分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号「東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願」を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。佐藤主幹、お願いします。

○佐藤事務局主幹 請願第1号。平成27年12月2日受理。

件名、東日本大震災……（「佐藤主幹、ごめん、資料ない方。よろしいですか。じゃ、続けてお願いします」の声あり）

件名、東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願。

請願の要旨。

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度も継続するための財政措置を求め、国・県に対して意見書の提出を求めるものです。

請願の理由。

東日本大震災から4年7カ月が経過をしました。国が平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金の仕組みに変更するもとの、国と市町村は被災者の国保、介護保険、後期高齢者医療、障がい者福祉サービスの一部負担金の免除措置を被災者の対象を絞って継続してきました。被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しています。

宮城県が平成27年4月に発表した、平成26年度の応急仮設住宅や民間借上住宅等入居者健康

調査の結果でも示されている通り、後期高齢者の「病気がある人」の割合は85%を超え、「体調があまり良くない」と「とても悪い」は約30%に達し、「睡眠障害のある方」は80代女性が21%、病気のある方の2.6%が治療を中断しています。被災者は医療費等一部負担金の免除措置の継続を強く望んでおり、継続することを求めています。特に、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などによりいっそうの健康悪化が心配です。こうした状況を踏まえて、国及び宮城県は生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費等一部負担金の免除措置及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらずに継続するための財政措置を講ずることを求める意見書を提出することをお願いいたします。

提出者、塩竈市錦町17番6号 塩釜地域社会保障推進協議会代表幹事。

紹介議員、伊勢由典議員、曾我ミヨ議員。

以上であります。

○浅野委員長 局長。

○安藤事務局長 ただいま請願朗読いたしましたが、請願文書表に誤りがありました。大変申しわけございません。誤字ありましたので、請願要旨のタイトル、中のタイトルですが、請願の要旨と、上から、請願要旨の1行目にありますが、ちょっとわかりにくいんですが、これが請願の「要旨」ではなくて原文は請願の「趣旨」でありましたので、要旨の内訳の括弧でくくられている中身が「請願の趣旨」という誤字がありましたので、失礼しました。以上です。あと、訂正してご配付いたします。

○浅野委員長 よろしいですか。それでは、請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。この趣旨ですね、趣旨。伊勢議員。

○伊勢議員 民生常任委員会の委員の皆様においては、早朝よりご審議のほど大変ご苦労さまでございます。

今回の請願は、ここにも書いてありますとおり、引き続き28年度、新年度に向けて継続をしてほしいという請願の扱いになっております。仮設の方々からもお聞きをいたしますと、やはり引き続き医療費の免除措置をやってほしいという声は伺っております。したがって、こうした請願をぜひご審議の上、採択していただくよう、重ねてお願いを申し上げまして、そして国に意見書を上げていただくということで、ひとつよろしく取り扱いのほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○浅野委員長 よろしいですか。曾我議員はよろしいですか。（「はい」の声あり）

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。どなたか、請願についてのご発言。小高委員。

○小高委員 小高でございます。今回、こういった請願が出されるに当たって、質問ではないんですが、私もどういったことに当たるのかなということで、いろいろと調査をしてまいった部分がございます。そこをちょっと少しだけ紹介という形で紹介させていただいてよろしいでしょうか。（「どうぞ」の声あり）

まず、12月2日付の資料だったんですが、応急仮設住宅に入居なさっている方々の中で、再建計画を県のほうで把握をしている部分の資料を今回調べてまいりました。そういった中で、全県的な部分で申し上げますと、およそ2万2,000軒入居なさっている中で、再建計画が未定である方が1,553人おられるということがわかりました。さらに言うならば、未把握という形で申し上げますと、1,744人の方が把握をされていないということで、合計で3,297人の方が県内の中で仮設に住まれていて、その中で再建計画が未定・未把握だということがわかったわけでありまして、その中で塩竈市でいいますと未定の方が32件、未把握の方が71件ということで、103件合計であったわけでありまして、入居戸数でいいますと263件であります。そういった中で、その割合が大変高いということもありますし、災害公営住宅の建設が29年度までずれ込んでいるということもありまして、1つのデータとしてなかなか震災復興というものが進んでいないということがこういったところでも一つ浮き彫りになったのかなというふうに思います。

さらに申し上げますと、県の保険医協会のアンケートが新聞の記事に載っておりましたので、そちらも少しご紹介をさせていただきたいと思っております。仮に今回、この免除が打ち切られて自己負担が発生した場合、ごめんなさい、前段の部分で、このアンケート回答があったうちで1,349通、1,301人分のまず集計のところでは数字が出ております。今回、この被災者の医療費の免除が打ち切られて自己負担が発生した場合、通院回数を減らすとした方が1,301人中521人、およそ40%に達している。通院できないと回答なさった方が216名、16.6%おられたそうであります。これまでどおり打ち切られても通院を続けるとお答えになった方が464人、35.7%にとどまったということで、県内のデータではありますけれども、仮にここで打ち切りということが決まってしまう場合に、およそ7割近い方がその持病だったりそういったところの通院を減らすと。あるいは通院できないとお答えになっていることがわかりまして、そういった点で、私の意見ではございますが、ぜひ塩竈として財政が苦しいという事情がご

ございます中で、県、あるいは国に対して、こういったものをしっかりと求めていくということはどうしても必要なことではないかというふうに考えております。そういった中で、今回継続として国で8割、自治体で2割ということでもありますけれども、交付金の関係で申し上げますと、厚労省、やる気のあるところには来年も、というところで考えているような記事もありましたので、私のほうから一つの意見といたしまして、この意見書、ぜひ提出をしていきたいということを述べておきたいと思っております。以上でございます。

○浅野委員長 ありがとうございます。

ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 当局の方お見えなんで、ちょっと、28年度もこの制度、減免措置をやっていくのすか。だって塩竈がやっていく、いかない、やらないよというのに、そいつを聞いておかないと、どういう方向性なんだか、それをちょっと。なかなか答えづらかったら、紹介議員になった方は、塩竈でそういうものをするであろうという仮定で出してきたのすか。

○浅野委員長 曾我議員。

○曾我議員 塩竈でも引き続きやってほしいということは、申し入れを行ってきました。今現在のこと、今回の12月の補正予算でも書かれて本会議場でも説明ありましたが、1,111万4,000円でしたか、補正組んだのは後期高齢者の一部負担分を予算化したわけですが、当局はなかなか、要するに様子見たという感じがありました。ほかの市町村がどうなのかということもありますが。紹介議員としては、やっぱり声を上げておかないと、もうそのまま何も言わないで、被災者の求めていることに何も手を貸さないということになるんじゃないかと。やっぱり今被災地から声を上げていくことが大事だし、そのことが現在やっています医療費の一部負担免除の点でも、国は今補填していますよね、特別交付税で。塩竈市で出しても、交付税で出してくれているんですよ。そういう点で、やっぱり声を上げていく、意見を上げていくということが非常に大事だと考えておりますので、どうぞ菊地委員におかれましては、よろしくお願ひしたいと思っております。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。この請願、出てくるとき、だから塩竈市に対してまた継続、医療費の免除を同時に一緒にやりませんかというふうな、ちょっと立ち話で申しわけなかったんですが、やったんだけど、うちらほうがもっと積極的に行政に対して出せばよかったのかなと思っていただけでも、部長さん、方向性はどうなんだか、そいつだけは

教えてほしい。市のためになったら、いろいろ考えるから。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 ご指名いただきありがとうございます。

今定例会で介護保険税の引き下げ等を提案させていただいております。子ども医療費についても、同様でございます。被災地、ただいま紹介議員からも被災地の状況がご説明ございましたように、かなり被災しているという状況はございますが、私ども現在この医療費の一部負担が実施できておりますのは、先ほどお話ししていましたように、国が8割を負担しているというのが前提として、残りの2割について何とか負担できないかということで、これまで継続してきた経過がございます。

28年度分につきましては、どうも国の8割負担が非常に不透明であるというようなこともございまして、私ども今国・県に対して情報収集をしているところでございます。基本的な考え方として、8割の国の負担がなくなるのであれば、塩竈市としては全額負担というのはいくらかなり厳しい状況ということでございますので、まず国の8割が継続されるかどうかというような状況を見極めながら塩竈市としての考え方を整理してまいりたいというのが現在の状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 なかなかここで部長さんが決断しづらいかもわからないけれども、やっぱり「復興だ、復興だ」と言っているけれども、災害公営住宅もおくれている。あと、やっぱり被災者のことを先ほどいろいろ小高委員もお話しされていましたが、やっぱり本当に地方創生絡みでも何でも塩竈はこれだよというふうにならなければ、やっぱり引き続きやっていくべきでないかなと思うの。その前提として、だからここはこういうものを国に我々議会としても国に要望を上げていきますので、市も積極的に、事業するんだから議員さんもっと頑張ってもらいたい。いろんな政党あると思いますので、その政党の方に責任を持ってやっぱり被災3県の全壊だ、大規模半壊になった人たちの医療費免除、何とかという強いメッセージを出すのにも、行政側が尻込みしていたんでは、せっかくこういうのを出しても効果が薄れるんじゃないかなと思うんですよ。だから、ぜひここで市でどうするのというような話題になったけれども、今後部長の英断と所長の思いやりのある福祉と、あと保険年金課の志野さんだの一生懸命頑張っからと言ってもらうと、非常にすぐこの会議も終わると思うので、よろしくお願ひします。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。小高委員。

○小高委員 済みません。先ほどご紹介したデータだったんですが、応急仮設住宅の入居者の部分に関しましては宮城県のデータでございます。それで、私、ちょっと一言つけ加えるのを忘れてまして、保険医協会のそれぞれアンケートの結果に関しては、これちょっと宮城のものが見つからなかったもので、岩手県の部分で紹介させていただいたと。同じ被災者ということで、そこをちょっと述べるのを忘れていたので、誤解されてしまうとあれだなと思ってそこだけちょっと言うておきます。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。西村委員。

○西村委員 意見書、請願を出されるのはやぶさかではないんですけども、今資料としている数字も出されましたし、あと塩竈市の持っている今の現状も踏まえて継続されて2月のしょっぱなでも、もし全員一致の中で請願出されたほうがいいのかなど。なかなか持っている資料が全然皆様も違いますし、私もあります。仮設でも70から80所帯しかもうないとすれば、あと来年中には、4月、5月ではもう終わってしまうのかなど。入居が全部済んでしまう可能性もあるし。最終的に9月ということだったものですから、それも含めて、それもそういう深めるためにも、やはりもう少し資料集めていただいて、ある程度議会の皆さんの合意形成の中でももう少し詰めてもいいのかなという気はしますけれども。本当に大変な思いをされている方にとっては本当にことし最後の冬を過ごすだけでも大変な気持ちはわかるんですけれども。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 塩竈市だけじゃなく被災3県の方の被災されている方のためにも、あとかかわる自治体の運営に関しても、やっぱり国が復興をちゃんとさせるんだというふうな強いメッセージを出していますので、資料、どういう資料が整わないかどうか私は存じませんが、やっぱりそこに住んでいる人が安心して生活できていく基盤のほんの一部分だと思うんですよ。だから、この間もちょっと余談でしたけれども、生活が苦しくて行ったら、この制度がやっていて生活保護は断られたんだけど、「ちゃんと病気全部直しとがいよ、ただのうちに」なんていう、この間紹介したけれども、そういうふうな状況で、やっぱり行政もそういう医療の関係の支援というのはすべきでないかなと思っているのね。だから、そういう立場に立てば、やっぱり国にやってもらうのは声を上げるというのが必要ではないかなと思うんですよ。どういう資料が足りないんだかはわかりませんが、その資料のどうい

うものの資料がやって調査するのに時間がかかるんだかという、その資料の、どういう資料
だか教えてもらえば調べるかなという思いはあるんだけど、お願いします。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 私も被災を受けて、いろいろ被害を受けましたけれども、人的な被害と物の被害と
さまざまありますが、被災者であり続けるといいますか、もう5年もたちますし、その辺で
やはりある程度線を引かなくてはならない部分も必ず出てくるような気がします。ですから、そ
こら辺も含めてある程度精査しないと、私もずっと被災者であり続けるかじゃなくて自主再
建のほう全部多くなってきていますし、ある程度のそういう補助なり義援金なり受けてい
ましたけれども、これから5年目、これから10年、じゃずっと被災者は被災者であり続ける
のかということもありますので、それも含めて、じゃ来年度までと、ある程度決めてやるか、
例えば9月までとか、全部入居されて終わった時点でそれで終わりなら終わりとするなり、
ある程度決めないと、まだ大変な人がいる、まだ大変な人がいるということで、その扶助だ
けでずっと続けることが果たして可能なのかという部分もありますので、その辺も精査しな
がら、こういう、よく出すのは本当に弱者に対しての支援ということは大変ありがたいこと
だと思いますが、そんなものも含めて考えていただければなと思ったものですから、お話し
させていただきます。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 人的、物的な被災をされて、あといつまで支援するのか、線引きが必要でないかと
いうのはわかるんだけど、私はやっぱり復興10年だと言っているんだから、10年の間に
解決できればいいのかと思っています。それで、入居も29年だというから、あと2年でなっ
ていると。それ、我々が2年でこの制度をやめなさいとか、やりなさいという問題ではなく、
被災された方がどう再建していくかということが問題でないかなと私は思うの。だから、あ
と2年でやめますよ、やりませんよというのは、それは行政の考えもあるだろうし、私は今
の現制度の中で、やっぱり被災者が本当にああ塩竈に住んでいて、こういうふうにしてもら
ってありがたいと、我々も立ち直りましたよと言われるように、住宅の整備とかそういうの
はあと2年で終わるので、そこまで一生懸命被災された方のことをすべきでないかなとこう
私は考えているから、そのためにも、塩竈市はもちろんだけけれども、国でもしそういう予算
がつけてもらえるんだったら、8割だというのが危うくなっているんだったら、その8割を
堅持してもらおうとか、そういうためにも必要でないかなと思うの。

あと、被災されている方、自分も支援受けている以上、自分たちも自立というのを促すというのも他方でやっていかなくちゃだめという、それは十二分に理解しての国の制度に願いますというのが私は順序でないかなという思いなんです。

済みません、余計なこと言いました。

○浅野委員長 ほかにございませんか。小高委員。

○小高委員 確かにどこで線を引くかという問題は必ずいつになるかは別として起きてくるだろうということは理解をするわけでありますけれども、じゃ果たしてそれを今今どういった資料を集めればその線が引けるのかというところに関してみますと、恐らく、恐らくと申しますか、今の段階でその線引きで見ればその線は引けないというところがあるかと考えています。それで、じゃ何と申しますか、1つに例えばこの間の浦戸の災害復興公営住宅の入居式でもそうですけれども、そもそも私たちの認識としてなかなか復興が進まぬ中というふうに、その中で挨拶もするわけです。もう基本的な認識として、今今の段階で復興は進んでいないという認識がある中で、例えば厚労省のほうでも、ここに記事として載っておりますが、免除継続を求める声が強いという中で、自治体側と歩調を合わせられれば続ける方向で検討するというような返答をしているということもありますし、そういった中で、資料を集めて線を引くかどうかを検討するというところにまだ来ていないのではないかというふうに私は考えます。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 私のほうからも1つ。率直なところを言うと、ちょっと資料不足かなというのが感じられます。というのは、今回、東日本大震災の被災者向けの医療費の免除ということでこの話があるんですけども、まず今もう震災から5年がたつということになってきますと、人によってやはり復興の進捗度合いというのが変わってきます。あと、先ほど公営住宅の入居の話もありましたが、その中で言っている復興が進んでいる、進んでいない。要するに産業の話なのか、生活の話なのか、医療の話、いろいろな面で復興は進んでいる、進んでいないという進捗というのは随分ばらつきが出てしまうというのが、年がたつごとにやっぱりそういうことというのはあると思うのです。その中で、こういう1回減免をというものを出したときに、その終わり際を見極めるというのが非常に難しいというのは確かにわかります。なので、その基準として、1つ今回請願の理由の中にもアンケートというのが挙げられているんですけども、このアンケート、僕ちょっとずっと統計をやってきた人間なので、1

つ思うこととして、まず一番最初思ったのが、応急仮設住宅や民間借り上げ住宅等入居者健康調査というの内容をまずもっと知りたいなと。もう一回精査したいなというのがあります。この実際にその中で挙げられているものというので、字面というか文字だけを見ていくと確かに状況としてはまだまだ悪いということは考えられるのですが、では実際にこれは応急仮設とか借り上げの中の人々なんですからけれども、じゃそれ以外の方に対して同様のアンケートをやったらどうなのかという、対比するもののデータというのもやはり一つ参考資料として必要なのではないかなというふうに考えております。どうしても、仮設とか民間借り上げ住宅の方にアンケートをとれば、必ず医療費は補助はしてほしいという結果になることは間違いないんですけれども、そこを周りのここで言う被災者として扱われていない方々と比較してじゃどうなのかというところをやっていかないと正しい判断というのはできないんじゃないのかなというのが私の率直なところの意見です。

○浅野委員長 ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部委員 ただいま皆様のご意見をいろいろ伺いました。

まず、請願文書の中の読んでみますと、被災者の方に一応本当にこういった免除というのは必要でございました。これまでほとんどそれこそ大変な思いをなさってきた方ですから。今いろんな皆様のご意見出ましたけれども、少なくとも5年がたってきていると。来年の3月までちょっとまた公営住宅の関係も様子がちょっと変わってくるのかなという部分もございます。それと、もう一つは、やはり財源の問題というのは、やっぱりまだ28年度は不透明であるという部分もあります。それから、全員が国保ではないということです。社会保険との関係もバランスとしてはあるだろうというふうなことも考えられます。そういった意味で、もう少しお時間をいただければということで、私は今回は継続という形を希望いたします。以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは、暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後0時14分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りい

たします。

請願第1号を閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、請願第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後0時15分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

午後0時15分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 浅野敏江